

平成 24 年 5 月 9 日

連 絡 先	
監査委員事務局	
担当者	市川
電話	224-2923

資 料 提 供 に つ い て

1 発表事項

平成 23 年度定期監査結果に基づき取り組んだ状況（講じた措置）について

2 発表内容

平成 23 年度定期監査結果に基づいて、知事、委員会等が取り組んだ状況（講じた措置）を公表します。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、平成 23 年度に実施した定期監査[※]について、知事、委員会等から、その結果に基づいて平成 24 年 3 月までに取り組んだ状況（講じた措置）が監査委員に通知されましたので、同条第 12 項の規定に基づき、平成 24 年 5 月 10 日付け三重県公報により公表するものです。

※ 定期監査では各部局、地域機関など 231 箇所を対象に監査を行いました。これらの結果は、平成 23 年 11 月 4 日付け三重県公報で公表しています。

3 取組の状況（講じた措置）

（1）定期監査に係るもの

事業や財務の執行など、監査委員が指摘した 207 件について、「概ね対応済み」が 91 件（構成比 44.0%）、「改善に着手」が 104 件（同 50.2%）、「検討に着手」が 12 件（同 5.8%）、「検討予定」及び「取り組んでいない」に該当するものではありません。監査結果に対する改善率（「概ね対応済み」と「改善に着手」の全体に対する割合）は 94.2%となっています。

※ 取組状況（講じた措置）の例については、P3 以降に示しています。

(全体)

項目	概ね 対応済み	改善に 着手	検討に 着手	検討 予定	取り組ん でいない	計
事業意見	5	65	5	—	—	75
財務関係意見	86	39	7	—	—	132
合計	91	104	12	—	—	207
構成比 (%)	44.0%	50.2%	5.8%	—	—	100.0%

- (注) 概ね対応済み : 概ね改善を終えたもの。
改善に着手 : 改善に取り組み、引き続き改善しているもの。
検討に着手 : 改善に向けて検討がなされているもの。
検討予定 : これから改善に向けて検討しようとしているもの。
取り組んでいない : 監査結果に対応する取組がなされていないもの。

(2) 今後の対応

平成 23 年度の監査結果に対する今後の取組状況については、平成 24 年度定期監査のなかで、引き続き検証していきます。

- (参 考) ※監査意見の概要欄の部局名は(23 年度部局名(24 年度部局名))です。
 ※取組状況の概要欄の(P〇〇)は公表資料本文のページです。

部局、各種委員会等の個別意見に対する取組状況(講じた措置)の例

① 概ね対応済み(事業意見)

監査意見の概要	取組状況(講じた措置)の概要
<p>県立病院改革 (病院事業庁)</p> <p>県立病院改革については、総合医療センターの特定地方独立行政法人化、志摩病院の指定管理者制度の導入に向けての手続きが進められている。</p> <p>病院の運営形態の変更にあたって、健康福祉部との業務分担については、双方で十分な連携を保ち工程に沿って着実且つ遺漏のないよう進められたい。</p> <p>運営形態変更後も診療行為に支障の出ない体制とすることに努められたい。</p> <p>また、患者や地域の住民に対しても十分な情報提供を行われたい。</p> <p>運営形態の変更に向け、総合医療センターについては、特定地方独立行政法人化に伴う財務上の課題について整理が進められているところである。今後は、志摩病院など3病院についても、累積欠損金や退職給与引当金等への対応はもとより、志摩病院の指定管理者制度移行にかかる退職給与金等の資金手当の課題についても検証し整理されたい。</p>	<p>「県立病院改革に関する基本方針」に基づき、病院機能の回復と地域医療の維持のため、健康福祉部と業務を分担しつつ密接に連携しながら、改革にかかる取組を進めてきました。</p> <p>志摩病院への指定管理者制度の導入については、平成23年度に2回、住民説明会を開催して病院運営について説明を行ったほか、総合医療センターの地方独立行政法人化についても、四日市市や近隣の主要医療機関に中期目標を踏まえた今後の病院運営等の説明を行いました。</p> <p>また、志摩病院など3病院にかかる累積欠損金や、志摩病院の運営形態の移行に伴い必要となる経費については、必要な予算措置を行いました。</p> <p>志摩病院については、指定管理者から提出された業務計画書をもとに、平成24年度から充実した診療体制のもと業務を開始する予定です。</p> <p>総合医療センターについても、諸規程など法人の制度設計や情報システムの構築などの取組を進め、一定の財産的基礎を確保して法人に移行する予定です。(P252)</p>

① 概ね対応済み(財務関係意見)

監査意見の概要	取組状況(講じた措置)の概要
<p>財産管理等の状況 基金の運用・執行状況 (健康福祉部)</p> <p>三重県災害救助基金の積立額が法定積立最少額に達していなかった。</p>	<p>基金の積立額は、平成20年度以降、国から地方への税源移譲等の影響で法定積立最少額が大幅に増額となったこともあり、法定積立最少額を下回る状態が続いていましたが、災害救助法に基づき、適正な額の積立を行い、残高は法定積立最少額を満たしました。(P94)</p>

② 改善に着手 (事業意見)

監査意見の概要	取組状況 (講じた措置) の概要
<p>「美(うま)し国おこし・三重」の推進 (政策部(地域連携部))</p> <p>平成 22 年度一万人アンケートで、「美(うま)し国おこし・三重」の取組を“あまり知らない”ないしは“知らない”と答えた人は合わせて 83.0%であった。これについては、21 年度の同アンケートでの結果においても、合わせて 82.9%であったことを受けて、22 年度に積極的に広報等の取組を実施したが、改善が見受けられない状況となっている。</p> <p>『「美(うま)し国おこし・三重」平成 23 年度実施計画 (改訂版)』の目標の一つである「地域への愛着度」に基づき、県民にとって本取組が実感でき、興味を持って参画できるよう、引き続き市町や県関係部局、関係団体が一体となり、周知度を高める等の取組の推進に取り組まれない。</p> <p>また、若干低下の見られる「パートナーグループの活動充実・満足度」の向上を図り、本取組終了後のパートナーグループの活動の継続化や自立・持続可能な地域づくりに結びつくよう取り組まれない。</p>	<p>取組全体の認知・理解促進を図るとともに、「地域での美(うま)し国おこし」の取組 (座談会の開催や個々のパートナーグループの活動支援) の認知促進に焦点をあてた情報発信 (テレビ、生活情報冊子) や、マスコミ媒体ごとの特性に応じて、本取組を支援いただけるよう理解を求め、情報提供や取材依頼を行いました。</p> <p>また、マスコットキャラクター (着ぐるみ) や広報グッズを活用して、県内外のイベント等において取組の PR を行い、県民の皆さんに本取組に参画・参加いただけるよう周知に努めました。</p> <p>なお、パートナーグループへのアンケートでは、「美(うま)し国おこし・三重」の広報支援については、80.8%のパートナーグループから、「満足」、「概ね満足」との回答をいただいています。 (P7)</p>
<p>職員服務規律の徹底 (総務部)</p> <p>平成 22 年度の懲戒処分については、前年度の 2 名から増加し、3 名の知事部局職員が、公印の不正使用とその監督責任、および飲酒運転による交通事故で処分されている。</p> <p>これらの事案は県行政に対する県民の信頼を著しく損なうものであることから、今後とも、その要因を分析し、的確な職員研修の強化・拡充を図ることにより、職員服務規律の徹底に一層厳正に取り組まれない。</p>	<p>職員の服務規律の確保については、引き続き、基本研修 (課長級昇任時、課長補佐級昇任時研修等) において公務員倫理研修 (必須) を実施しました。</p> <p>また、不祥事の発生防止を徹底するとともに、綱紀の厳正な保持、服務規律の確保に向けてより一層努力するよう、総務部長通知を发出了しました。</p> <p>総務部長通知に併せ、人事関係の会議 (各部局総務室長会議、副室長会議、担当者会議など) で注意喚起を行うことで、服務規律の確保や法令遵守の意識を一層徹底することができました。</p> <p>職員に服務規律の確保や法令遵守の意識を徹底するためには、継続的な取り組みが必要であることから、平成 24 年度以降も、引き続き、意識啓発や注意喚起に取り組んでいきます。 (P21)</p>

監査意見の概要	取組状況（講じた措置）の概要
<p>県税等の未収金対策（総務部）</p> <p>平成 22 年度における県税等（加算金を含む）の収入未済額は 6,868,694,733 円であり、前年度に比べて 453,859,972 円（対前年比 93.8%）減少しているものの、依然として多額にのぼっている。</p> <p>特に、県税の収入未済額のうち 83.8%（前年度 80.6%）が個人県民税の収入未済であり、全体に占める割合も前年度から更に増加しているなど、県税の徴収における大きな課題であるので、引き続き、地方税法第 48 条の規定に基づく徴収等の特例を活用した直接徴収の実施、個人住民税の特別徴収加入促進、地方税収確保対策連絡会議等を活用した支援、市町及び一部事務組合三重地方税管理回収機構との連携を図るなど、税収確保に努められたい。</p> <p>また、他の税目についても引き続き、適切に債務者の状況を把握するとともに、徴収体制の強化や関係機関などと連携して、更なる回収に努められたい。</p>	<p>個人県民税の徴収対策として、地方税法第 48 条に基づき、県内市町から「個人住民税特別滞納整理班」に個人県民税を含む、個人住民税の徴収引継ぎを受け、滞納整理を行いました。</p> <p>また、企業等が従業員等の個人住民税を一括して市町に支払う「特別徴収」への加入促進について、市町と連携して取組を進めました。</p> <p>さらに、県・市町県税滞納整理併任職員制度」の活用や県税職員研修への市町職員の参加受入により、市町支援の取組を進めました。</p> <p>県税収入の確保対策としては、高額滞納者等に対する差押、公売などの滞納処分をより一層強化するため、税務政策室内の「特別徴収機動班」と各県税事務所とが連携して、機動的な滞納整理を実施しました。</p> <p>また、「三重地方税管理回収機構」へ職員を派遣し、連携を進めました。</p> <p>平成 24 年度も、引き続き市町や関係機関などと連携し、税収確保対策を進めていきます。</p> <p style="text-align: right;">（P 25）</p>

監査意見の概要	取組状況（講じた措置）の概要
<p>東日本大震災発生に伴う地域防災計画等の見直し（防災危機管理部(防災対策部)）</p> <p>平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東日本の太平洋沿岸を中心に広範囲に渡って大規模な被害をもたらした。特に、この地震による津波は、今までの想定をはるかに上回るものであった。</p> <p>本県においても近い将来に東海・東南海・南海地震の発生の可能性があることから、本年10月に策定された「緊急地震対策行動計画」に基づいた取組を進めるとともに、東日本大震災を教訓とし、地域防災計画等の地震・津波対策の見直しを引き続き進められたい。</p> <p>また、東日本大震災では、千葉県等の石油コンビナートにおいて、火災・爆発事故が発生したことから、大規模な石油コンビナートを有する本県においては、石油コンビナート等防災計画等の地震・津波対策についても、見直しを進められたい。</p>	<p>平成23年7月に県防災会議を開催し、今後の地域防災計画の見直しの方向を審議したほか、同年10月には「三重県緊急地震対策行動計画」を策定し、行動項目の推進に向けた市町等との意見交換を行いました。</p> <p>また、平成23年8月から9月にかけて、県内コンビナート企業の地震・津波対策の実態調査を行い、10月19日には、四日市臨海地区のコンビナート事業者、四日市市等との意見交換のための懇談会を開催し、明らかになった課題について可能なものから早期の取り組みを行うよう要請しました。</p> <p>今後は、「三重県緊急地震対策行動計画」に掲げる各行動項目の目標達成に向けて、引き続き取組を進めるとともに、国の南海トラフ巨大地震の被害想定推計の見直し等の動向を踏まえ、地域防災計画のさらなる修正や、中期的で総合的な対策としての「新地震対策行動計画（仮称）」の策定、三重県石油コンビナート等防災計画等の見直し等を行い、新たな地震・津波対策を進めていきます。</p> <p style="text-align: right;">（P38）</p>

監査意見の概要	取組状況（講じた措置）の概要
<p>東北地方太平洋沖地震に伴う津波警報発表による対応の検証</p> <p>（防災危機管理部(防災対策部)）</p> <p>平成23年3月11日に三陸沖を震源として発生した東北地方太平洋沖地震では、それに伴い発生した津波が三重県沿岸にも達することが予想されたため、沿岸部に津波警報が発表された。</p> <p>これに対して、関係市町では避難勧告や避難指示を発令したが、避難勧告等対象人数が324,385人のところ避難所等に避難した住民は2,247人であり、その割合が0.7%と低かったことから、原因を調査・分析し、今後の津波避難のあり方等について検討されたい。</p> <p>また、避難にあたっては、地域における自主防災組織等の役割は重要であるので、避難誘導に係る体制整備のためのアドバイスや避難訓練等の支援、避難行動に係る啓発等に取り組みたい。</p>	<p>県民を対象とした「防災に関する県民意識調査」を実施し、東日本大震災を受けての防災意識の変化等を分析しました。</p> <p>平成23年10月に策定した「三重県緊急地震対策行動計画」に基づき、防災意識の高まりを実際の防災活動につなげるため、津波避難訓練の模様をテレビ放映する等、メディアを活用した啓発、出前トークの実施等による防災啓発活動を実施しました。</p> <p>また、自主防災組織への実態調査を行うとともに、図上訓練（DIG）等への支援を実施しました。</p> <p>さらに、津波浸水予測調査の結果を活用し、地域の実情を踏まえた避難計画づくり、避難計画に基づく避難訓練の促進など、市町や地域等に対する働きかけを行いました。</p> <p>今後は、「三重県緊急地震対策行動計画」に掲げる行動項目を進めるとともに、避難に関する三重県モデルの検討を進めていきます。</p> <p>自主防災組織については、調査結果を踏まえ、地域の実情に応じた有効な訓練等の活動が活発になるよう、自主防災組織リーダー研修を実施する等、支援を図っていきます。（P39）</p>
<p>私立学校施設の耐震化</p> <p>（生活・文化部(環境生活部)）</p> <p>平成22年度末において、県内私立学校における昭和56年以前建築の建物110棟中、耐震化済は76棟、耐震診断済は86棟であり、耐震化率については86.4%と公立学校よりも9.2ポイント低いものとなっている。</p> <p>東南海地震をはじめとする大地震の発生が危惧されるなか、児童生徒にとって安全で安心な学校施設という観点から、抜本的な対策である耐震化工事への国庫補助の充実を引き続き要望するとともに、各学校に対して補助制度の活用を呼びかけ、耐震化を早急に進められたい。</p>	<p>平成23年の春と秋に、国に対して私立学校施設への支援措置の拡充について要望を行うとともに、各学校に補助制度の活用を呼びかけました。</p> <p>未耐震の学校に対して、耐震化に向けた取組計画の調査を実施した結果、未耐震の学校の平成26年度末までの取組状況を把握しました。</p> <p>また、この調査結果をもとに、平成24年度に「命を守る緊急減災プロジェクト」事業のひとつとして「私立学校校舎等耐震化整備費補助金」を創設し、私立学校が行う校舎等の耐震診断、耐震補強工事、改築工事に対して、県が補助を行い、安心して学べる環境の整備の促進を図っていくこととしています。（P48）</p>

監査意見の概要	取組状況（講じた措置）の概要
<p>新博物館の整備 （生活・文化部(環境生活部)）</p> <p>新博物館の整備については、平成22年3月の県議会において附帯決議が決議され、11月に建設工事に着手した。その後、新知事体制のもとにおいて検証作業が行われて、整備を進める前提となる7つの項目と博物館づくりの3つの方向性が示され、これに基づき整備を進めていくこととなった。</p> <p>整備を進めるにあたっては、県議会における附帯決議に的確に対応するとともに、新博物館を整備する前提となる7項目について、示された工程表に基づき着実にその具体化を図られたい。</p> <p>また、新たに加えられた3つの方向性の実現のために、具体的な博物館活動や運営等について、企業等も加えた多様な主体と連携しながら取り組まれたい。</p>	<p>(1) 「附帯決議」について</p> <p>① 認知度の向上 開館前・開館後の広報について、「広報戦略」に基づく取組を引き続き実施していきます。</p> <p>② 県産材の活用 受付カウンターや学習交流スペースの家具などに県産材を用いることにしました。</p> <p>③ 文化交流ゾーンの形成 総合文化センターと新県立博物館との間の移動のための連絡ブリッジなど、周辺環境の整備を進めています。</p> <p>(2) 「7項目」と「3つの方向性」について 「整備を進める前提となる7つの項目」と「博物館づくりの3つの方向性」については、新県立博物館の活動と運営の仕組みづくりや、展示内容のつくり込みを進める中で反映させていきます。</p> <p>なお、これらについては、毎年度作成する「新県立博物館の活動と運営」の中で、取組状況を報告することとしています。 (P49)</p>
<p>食の安全・安心の取組 （健康福祉部）</p> <p>食品衛生対策として、監視指導や検査体制の強化、事業者や消費者に対する啓発等を実施しているが、平成22年度には、県内で大規模な集団食中毒事件が発生しているため、事業者の自主衛生管理を積極的に支援するとともに、食品の試験検査等を更に充実させるなど、一層の食中毒予防対策を強化されたい。</p> <p>また、食肉の生食についても他県において死亡事例が発生したことから、引き続き、事業者への監視指導を行うとともに、県民への周知にも努め、「食の安全・安心の確保」を図り、県民の健康被害が発生しないよう努められたい。</p>	<p>食品の安全確保のため、毎年度当初に「三重県食品監視指導計画」を定め、本計画に基づき計画的に食品営業施設の監視指導や食品の試験検査等を実施するとともに、事件や事故等の際は適切に対応するようにしています。</p> <p>富山県等で発生した食肉の生食を原因とする腸管出血性大腸菌による食中毒事件をうけ、県内の生食用食肉を取り扱う飲食店営業、食肉処理業、食肉販売店等を対象に緊急監視を実施しました。また、東日本大震災にともなう原子力発電所事故を原因とした食品等への放射性物質汚染が問題となり、県内でも汚染された稲わらを給餌されていた牛の肉が流通していたため、放射性物質検査を実施しました。併せて、食品事業者の自主衛生管理の促進を図るため、「三重県食品の自主衛生管理認定制度」の運用を図りました。 (P67)</p>

監査意見の概要	取組状況（講じた措置）の概要
<p>災害医療体制の再構築（健康福祉部）</p> <p>三重県災害医療対応マニュアルは、平成22年4月1日より運用が開始されているが、東日本大震災の想定外の被災経験を踏まえて、地域防災計画や被害想定の見直しが行われることから、同マニュアルも必要な見直しをされたい。</p> <p>また、これまで計画に沿った訓練等が実施されていない地域機関もあることから、計画の有効性を高めるために、実践的な訓練や必要な研修などを実施されたい。</p>	<p>東日本大震災における医療救護班の活動やその検証、DMAT 実働訓練、台風12号の対応を通じて、行政や医療機関が、災害時に取り組むべき課題等が明らかになったことから、平成24年度に三重県災害医療対応マニュアルの抜本的な見直しを行うための準備を行いました。</p> <p>また、災害時における関係機関の連携を迅速かつ円滑に行うため、災害対応訓練や研修を5地域で実施しました。（P74）</p>
<p>不法投棄事案等の監視・指導体制の強化（環境森林部(環境生活部)）</p> <p>産業廃棄物不法投棄等の対応については、継続的に監視・指導体制を強化・充実し、その未然防止を図っているところであるが、がれき類、廃プラスチック等の不法投棄は依然として後を絶たない状況である。</p> <p>県民の安全・安心の確保のため、より一層多様な主体と連携し、不法投棄の抑止力につながる監視・指導体制の強化等の取組を推進して新たな不法投棄の未然防止を行うとともに、早期発見・早期対応に取り組まされたい。</p> <p>また、依然として未撤収のまま放置されている事案についても、引き続き解決に向けた取組を推進されたい。</p>	<p>24時間監視が可能な不法投棄監視カメラの活用による不法投棄行為の発見に努めたほか、近隣府県と連携した路上監視、自主活動団体による監視の取組を広げる活動、委託による土日祝日や早朝の巡回監視の実施、(社)三重県産業廃棄物協会との合同監視パトロール等、多様な主体と連携した監視、指導の強化を図り、新たな不法投棄の未然防止を行いました。</p> <p>また、不適正処理事案については、文書による法令遵守の徹底を図るとともに、悪質な事業者に対しては告発を行うなど、厳正に対処した結果、平成23年度に新たに確認された不法投棄件数が平成22年度の18件に対し8件と減少するとともに、その是正も5件が撤去され、2件が撤去中となっています。（平成24年2月末）</p> <p>また、平成22年度以前の未撤去となっている事案についても、1事案が撤去されました。（平成24年2月末）（P102）</p>

監査意見の概要	取組状況（講じた措置）の概要
<p>鳥獣害対策（環境森林部(農林水産部)）</p> <p>平成 21 年度に環境森林部と農水商工部で構成する「三重県獣害対策プロジェクト」を設置するとともに、各地域事務所に関係室等で構成する「地域獣害対策チーム」を設置し、農林業被害等の軽減と野生獣の適正な生息管理を組み合わせた総合的な獣害対策を実施することにより、「獣害につよい地域づくり」を進めているところである。</p> <p>しかしながら、野生鳥獣による農林業被害は年々増加しており、また生活環境被害も発生しているので、今後も関係機関、市町と一層連携を図り、有害鳥獣捕獲等のより効果的な鳥獣害対策を推進されたい。</p>	<p>ニホンジカ、イノシシ等の野生鳥獣による農林水産業の被害が増大してきたことから、特定鳥獣保護管理計画を策定し、規制緩和による捕獲促進や狩猟期間の延長を実施してきました。</p> <p>狩猟期間において、ニホンジカ、イノシシは、平成 22 年度は 11 月 15 日から翌 2 月 15 日を 1 ヶ月延長して 3 月 15 日までとし、平成 23 年度には狩猟開始日を 11 月 15 日から 2 週間前倒しして 11 月 1 日としました。狩猟期間を延長した結果、ニホンジカは平成 21 年度、10,979 頭が平成 22 年度には 15,393 頭に、イノシシについては、平成 21 年度、7,434 頭が平成 22 年度には 11,119 頭と大幅に増加し、狩猟期間を延長した成果が得られました。</p> <p style="text-align: right;">(P106)</p>
<p>高病原性鳥インフルエンザへの対応 (農水商工部(農林水産部))</p> <p>平成 23 年 2 月に県内で高病原性鳥インフルエンザが 2 件発生したが、関係機関が連携し迅速な防疫措置をとったことで、他の農場への広がりはなく終息した。</p> <p>高病原性鳥インフルエンザ発生時の対応については、業務内容が多岐にわたり、また市町や警察等も含め多くの機関に及んでいるので、今回の事案について課題等の検証を十分行い、今後の県内での発生に備えて、防疫・監視体制の強化やマニュアルの見直し、風評被害防止のための正しい知識の普及など、引き続き万全を期した取組の推進を図られたい。</p>	<p>防疫作業終了後、作業従事者、現地対策本部担当職員等に課題、反省点についてアンケートを実施しました。また、同時期に高病原性鳥インフルエンザが多発した宮崎県にベンチマーキングし、続発時の円滑な防疫作業を学びました。こうした検証結果を踏まえ、マニュアルを改正するとともに、殺処分、防護服脱着についての研修を実施しました。</p> <p>ペットとして飼育している家きんについても、飼育状況について調査し、飼養衛生管理について指導しました。また、野鳥による農場内ウイルス侵入を防ぐため、補助事業を活用し、小型野鳥の侵入防止可能な防鳥ネットの設置を 32 農場で実施しました。</p> <p>鶏卵業界関係者への呼びかけや県ホームページ、消費者に対する研修会を通して、鶏卵・鶏肉の安全性、野鳥への正しい対応等の知識の普及に努めました。</p> <p style="text-align: right;">(P127)</p>

監査意見の概要	取組状況（講じた措置）の概要
<p>農畜産物の生産・流通における安全・安心の確保（農水商工部（農林水産部））</p> <p>県では、「三重県食の安全・安心確保基本方針」を策定し、食の安全・安心確保に関する施策を総合的に進めているところであるが、食品の産地偽装などの問題が相次いだことや、生肉による食中毒事件の発生などにより、食の安全・安心に対する消費者の関心は依然として高い状況にある。</p> <p>今後も、先進的なGAP手法（農業生産工程管理の手法）の導入などにより、安全で安心な農産物を安定的に提供できる生産・流通・販売体制の構築を進めるなど、基本方針に基づく施策を一層推進されたい。</p> <p>また、食の安全・安心に関する知識や情報などを消費者、生産者、食品産業事業者等に迅速かつ正確に伝達されたい。</p>	<p>基本方針に基づく具体的な取組を明らかにする計画として「平成23年度三重県食の安全・安心確保行動計画」を策定し、総合的に事業を実施するとともに、平成22年度の実績と今後の対応方針について年次報告書として公表しました。</p> <p>また、危機的な課題への対応を行うため、食の安全・安心確保に関する施策を推進する庁内組織である「三重県食の安全・安心確保推進会議」及びその下部組織である幹事会を適宜開催し、庁内各組織で情報共有を図るとともに連携した取組を進めました。</p> <p>普及指導員及び営農指導員34名を対象としてGAPの指導員研修を7回開催しました。また、農消商連携GAPモデル推進事業により、生産者、食品関連事業者および消費者が連携したモデル的な取組（1地区）を支援しました。さらに、生産者等に対する農薬の最新情報提供や市場関係事業者への先進事例の情報提供などを行いました。</p> <p>ホームページの情報をほぼ毎日更新するとともに、情報紙、メールマガジン等による情報の提供を行いました。特に23年度は、生肉による食中毒の防止や原子力発電所事故に起因する農水産物の放射性物質汚染に関する情報を適切に公開しました。</p> <p style="text-align: right;">（P129）</p>

監査意見の概要	取組状況（講じた措置）の概要
<p>観光客満足度の向上 （農水商工部(雇用経済部)）</p> <p>平成 22 年度観光客実態調査における「観光客満足度」は、平成 21 年度結果と比べ全体で 2.5 ポイント増加して 61.8%となったが、22 年度目標値 75.0%には達しなかった。</p> <p>今後は、観光客実態調査等の分析結果を踏まえ、観光事業者、市町、県各部局などと更なる連携を行い、より魅力ある観光地づくりに取り組み、引き続き「観光客満足度」の向上に努められたい。</p>	<p>「観光客満足度」の個別項目のうち、低評価項目である「地域住民のおもてなし」項目の改善として、伊勢志摩地域において、「(社)伊勢志摩観光コンベンション機構」の「おもてなし向上委員会」に参画し、観光事業者や地元市町とともに、研修会や課題解決に向けた情報交換会を行うなど、地域の「おもてなし向上」や「観光に取り組む人材の育成」に取り組みました。</p> <p>また、「情報・案内」項目の満足度の向上のため、外国人旅行者を通訳サポートする「ことなび」を開始したほか、「自分みがき(体験)ガイドブック」を作成して観光旅行者のニーズの多様化への対応にも取り組みました。</p> <p>今後も、平成 24 年度から 27 年度にかけて実施する「三重県観光キャンペーン」と連動して、「おもてなしの向上」に取り組むとともに、観光の魅力づくり・人づくり、観光の基盤づくり等の総合的な取組を通じて、引き続き「観光客満足度」の向上に努めます。 (P 136)</p>
<p>土砂災害防止法に基づく特別警戒区域等の指定 （県土整備部）</p> <p>土砂災害警戒区域等の指定について、平成 22 年度に伊賀市、四日市市で指定を行っているが、県内の土砂災害危険箇所 16,208 箇所のうち土砂災害警戒区域の指定は 627 箇所であり、また、土砂災害警戒区域のうち、特に危険とされる特別警戒区域の指定は 495 箇所となっている。</p> <p>指定の前提となる基礎調査を行うための予算を 22 年度から大幅に増額して取り組んでいるが、全国に比べ区域指定が遅れている状況にあるので、引き続き基礎調査を進め危険箇所の把握を行い、危険性や区域指定の必要性について住民及び市町の理解を得て、早急に区域指定を実施されたい。</p>	<p>平成 23 年度は、四日市市、鈴鹿市、亀山市、松阪市、志摩市、伊賀市、尾鷲市、熊野市、紀北町の 9 市町の約 1,450 箇所で基礎調査を実施しています。</p> <p>また、平成 21 年度および 22 年度に基礎調査を完了した伊賀市内及び名張市内の箇所について、土砂災害警戒区域等に指定するための地域説明会を 11 回開催しました。</p> <p>さらに、松阪市において、平成 22 年度までに基礎調査、地域説明会が完了した、土砂災害警戒区域 131 箇所と土砂災害特別警戒区域 110 箇所を新たに指定しました。</p> <p>これらの取組により、県内の土砂災害警戒区域指定箇所数は 757 箇所に、土砂災害特別警戒区域指定箇所数は 604 箇所になりました。 (P 204)</p>

監査意見の概要	取組状況（講じた措置）の概要
<p>河川整備戦略の推進と堆積土砂対策 （県土整備部）</p> <p>平成 18 年度に河川整備戦略を定め、治水対策に着目した優先度により、ハード対策・ソフト対策を実施していくこととしており、県第二次戦略計画においても堤防整備などのハード対策の推進や浸水想定区域図の提供などのソフト対策を進めてきた。</p> <p>しかし、重要なソフト対策である水位情報周知河川の設定が、第二次戦略計画の目標に達していないので、引き続き、水位情報等の収集・分析等を行い、該当市町とも協議し、早期の設定を行われない。</p> <p>また、河川の堆積土砂対策についても、河川改修等の県事業や、河川堆積土砂撤去方針に基づく民間事業者の砂利採取で取り組んでいるが、防災上の観点から、危険箇所の把握とその対応等について、市町等とも連携を図りながら、より一層取り組まれない。</p>	<p>水位情報周知河川の設定については、洪水時の水位データが取得できた 5 河川のうち 2 河川については、避難判断水位設定に向けた市との協議を進め、平成 24 年 8 月の水防計画改定での設定を予定しています。残りの 3 河川については、避難判断水位の検討を進め、25 年度の水防計画改定での設定を予定しています。</p> <p>河川の堆積土砂対策については、台風 6 号、12 号等により、新たに大量の土砂が河川に流れ込んだことから、その堆積状況の把握に努めました。</p> <p>土砂撤去にあたっては、処分地の確保が課題となっており、県と関係市町等により情報の共有など連携強化を図り、維持管理や河川改修事業として行う方法により約 13 万 m³ (H24. 3 時点)、砂利採取を活用して行う方法により約 10 万 m³ (H24. 3 時点)、紀伊半島大水害の緊急対応として、約 22 万 m³ (H24. 3 時点) の土砂を撤去しました。</p> <p style="text-align: right;">(P 205)</p>
<p>違反屋外広告物の是正指導 （県土整備部）</p> <p>違反屋外広告物については、平成 16 年度に県内一斉調査を行い把握した後、是正指導や新たな違反物件の把握に努めているが、22 年度末で 3,704 件の未是正物件がある。</p> <p>23 年度からは、広告業者の更新登録時に是正計画書を提出させるなどの取組を実施しているが、さらに指導を徹底・強化し新たな発生防止と是正に努められない。</p>	<p>日常的パトロールや広告業者等への是正指導を行い、未申請の屋外広告物を申請させるとともに、規格違反の屋外広告物について除却や改修などを進めました。</p> <p>また、屋外広告業の登録の更新時に広告業者に対し是正計画書の提出を求め、違反是正の促進に努めました。</p> <p>さらに、屋外広告物条例についてわかりやすく解説した啓発リーフレットを作成し、広告業者等への啓発を行い、新たな事案発生防止に向けて意識向上につなげました。</p> <p>その結果、2,489 件の違反是正を完了しました。</p> <p style="text-align: right;">(P 210)</p>

監査意見の概要	取組状況（講じた措置）の概要
<p>物品の適正管理（出納局）</p> <p>物品の適正管理について、各所属あて通知し、注意喚起を図っているところであるが、金品亡失（損傷）が平成22年度は前年度に比べて6件増加しており、187件の発生と依然として多い状況である。</p> <p>引き続き、各所属に対し、物品の管理方法及び管理責任のあり方について指導されたい。</p>	<p>総務部との連名による依命通知や文書指導を行うこと等の周知、出納局検査、各種研修会や月1回発行する「出納かわら版」等、様々な機会を利用して意識啓発等を行いました。</p> <p>その結果、平成23年度の金品亡失に関する報告件数は255件で、うち紀伊半島大水害の被害による66件を除くと189件となっています。</p> <p style="text-align: right;">（P236）</p>
<p>水力発電事業譲渡にかかる諸課題への対応（企業庁）</p> <p>水力発電事業については、譲渡先である中部電力（株）と検討協議を重ねた結果、平成23年8月に譲渡価格・譲渡範囲・譲渡時期等に関する基本的事項の合意書が締結されたところである。</p> <p>今後は、23年3月に締結された譲渡・譲受に向けての確認書等に示された地域貢献、設備、用地等の課題について、その対応方針に沿って関係部局等とともに着実な解決を図り、25年4月からの段階的な譲渡を円滑に進められたい。</p> <p>また、水力発電事業の譲渡に伴う電気事業会計の清算手法等について、検討を進められたい。</p>	<p>平成23年8月2日に中部電力（株）と「三重県水力発電事業に係る資産等の譲渡・譲受に関する基本的事項の合意書」を締結するとともに、平成23年3月に締結された譲渡・譲受に向けての確認書等に示された地域貢献、設備、用地等の課題について、その対応方針に沿って設備改修、発電所の建物登記、関係法令に基づく国との協議や譲渡に関する関係機関への説明などを進めました。</p> <p>また、水力発電事業の譲渡に伴う電気事業会計の清算手法等については、他県の事例を調査するとともに企業庁内で検討を進めました。</p> <p style="text-align: right;">（P240）</p>
<p>施設の耐震化等の推進と企業庁各種防災計画の見直し（企業庁）</p> <p>東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震の発生が懸念されている。水道、工業用水道施設は、県民の日常生活及び社会経済活動上、欠くことのできないものであるため、施設の耐震化等の推進を引き続き進められたい。</p> <p>また、東日本大震災を踏まえて、国・県では、被害想定等の見直しが行われている。これらの動向を注視しながら、津波対策を含めた各種防災計画の必要な見直しを早急に進められたい。</p>	<p>大規模災害や漏水等に係る給水障害に備えるため、施設の耐震化、老朽劣化対策等を計画的に進めることを目的に「三重県企業庁第2次中期経営計画」において年次目標を定め、施設改良計画を実施しています。</p> <p>平成23年度は、計画に基づき着実に対策を進めるとともに、次年度以降の耐震化計画について一部の工事を前倒しすることを決定しました。</p> <p>また、東日本大震災の状況も踏まえ、「三重県企業庁防災危機管理推進計画」の再点検及び見直しを進め、災害時における初動対応・体制強化の取組等を計画に反映させました。</p> <p style="text-align: right;">（P243）</p>

監査意見の概要	取組状況（講じた措置）の概要
<p>個人情報等の流失防止 （教育委員会事務局）</p> <p>県立学校においては教務手帳や答案用紙等の紛失、公立小中学校においてはパソコンの盗難等による、個人情報等の流失があった。</p> <p>個人情報の管理について、すべての教職員に周知徹底を図り、自覚を促して、再発防止に努められたい。</p>	<p>教育委員会事務局関係室職員と県立学校長によるワーキンググループを立ち上げ、緊急に対応策の協議を重ねました。</p> <p>この協議をもとに、教職員の意識向上を目的とした取組や個人情報の管理体制の整備など、再発防止に向けた具体的な改善策を取りまとめ、これらを周知徹底するよう県立学校に通知しました。</p> <p>また、市町等教育委員会に対しては、所管の公立幼稚園、小学校、中学校における個人情報の適正管理について周知徹底が図られるよう、県教育委員会から文書等により通知しました。（P270）</p>
<p>学力及び体力の向上（教育委員会事務局）</p> <p>「平成22年度全国学力・学習状況調査」での平均正答率が、中学校の数学を除き、全国平均を下回る結果であり、また、「平成22年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」では、体力状況が全国と比較し低い結果となっており、両調査結果ともに平成21年度に引き続き全国平均を下回るものとなっている。</p> <p>このため、今回の調査結果を分析し課題等を整理したうえで、市町教育委員会との連携を強化し、学力と体力の向上のため具体的に取組まれたい。</p>	<p>（学力の向上）</p> <p>学力向上アドバイザーをモデル地域の学校へ派遣し、教員への指導・助言を行うなど、国語、算数・数学、理科の指導方法の工夫改善に係る実践的研究を支援しました。</p> <p>また、「地域別学力向上推進会議」及び「学力向上推進会議」を開催し、市町の取組方法や成果等について情報交換を行うとともに、学力の定着と向上に対する取組のあり方について協議しました。</p> <p>（体力の向上）</p> <p>「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果の詳細な分析により、研究校における子どもの運動習慣、生活習慣の改善や体力向上等に関する具体的な方策を県内の小中学校へ提供しました。</p> <p>また、県内の5市町をモデル市町として指定し、体力向上に関する取組を進める小中学校に、体育活動支援員を配置し、子どもたちの運動機会を拡充するとともに、体育の授業のサポートにも活用して、授業の工夫改善を図りました。（P277）</p>

監査意見の概要	取組状況（講じた措置）の概要
<p>子どもの読書活動の推進 (教育委員会事務局)</p> <p>平成 21 年度に「第二次三重県子ども読書活動推進計画」を策定し、家庭や地域、学校等と協力し、子どもの読書活動を推進している。</p> <p>22 年度において「家庭または図書館で普段（月～金）全く読書をしない県内児童生徒の割合」が、小学生では 22.0%、中学生では 37.3%であり、調査を始めた 19 年度以来、この状況が続いている。</p> <p>こうした実態を踏まえ、現状の把握と分析を行い、県立図書館や市町等関係機関とも連携して、子どもの読書活動の推進に取り組まれない。</p>	<p>保護者の理解を促進するため、読書活動推進講演会や子どもの読書を考える集いを開催したほか、読書リーフレットを作成し、県内の中学 1 年生全員に配布しました。</p> <p>また、三重県 P T A 連合会及び三重県学校図書館協議会と連携し、「家庭における子どもの読書活動推進事業」及び「学校と地域における子どもの読書活動推進事業」を実施しました。</p> <p>それから、県立図書館や市町等教育委員会と連携して、学校関係者や読書ボランティア向けに読み聞かせなどの技術習得を目的とした読書活動推進セミナーを開催しました。</p> <p>さらに、学校図書館の環境の整備推進のため、県内 4 市 3 町に学校図書館環境整備推進員 20 名を配置しました。(P 282)</p>
<p>交通事故の発生抑止 (警察本部)</p> <p>平成 22 年の交通事故死者数は 135 人で、前年に比べ 23 人増加しており、また、人口 10 万人当たりの死者数も、全国ワースト第 2 位（都道府県別）で、平成 21 年の全国ワースト第 10 位から悪化している。</p> <p>今後は、従前の発生抑止策の取組効果を検証のうえ、県内における交通死亡事故の特徴である、高齢者死亡事故が多いことやシートベルト非着用死者が多いこと、飲酒運転事故が後を絶たないことなどの実態を踏まえ、より効果的な発生抑止対策に一層取り組まれない。</p>	<p>平成 22 年中の交通死亡事故発生状況を踏まえ、引き続き、高齢者事故防止、シートベルト着用促進、飲酒運転根絶及び速度抑制の 4 対策を重点とする「重点 4 S 対策」を推進しました。</p> <p>また、高齢者等交通弱者の事故防止対策のため、交通安全アドバイザーや交通安全対策サポート隊等による参加・体験・実践型の交通安全教育のほか、高齢者交通安全アドバイザー、交通安全アドバイザー隊による高齢者宅等の訪問指導活動を強化するなど、教育啓発活動の充実を図りました。</p> <p>さらに、子どもや高齢者の事故防止に配慮した、高齢者等感応信号機や学校周辺の通学路における横断歩道等の交通安全施設の整備を重点的に推進しました。</p> <p>これらの取り組みの結果、平成 23 年中の交通事故死者数は、県警史上最少となる 95 人と大幅に減少したほか、人身事故件数 10,420 件、負傷者数 13,813 人、高齢者の事故死者 53 人といずれも減少しました。(P 315)</p>

② 改善に着手 (財務関係意見)

監査意見の概要	取組状況 (講じた措置) の概要
<p>特別会計の処理状況 沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計 (農水商工部(農林水産部))</p> <p>多額の資金が有効活用されないまま翌年度に繰り越されている。</p> <p>平成 23 年 1 月末に国が策定した「沿岸漁業改善資金の適正規模及び国への納付等にかかる基準」に基づき、平成 23 年度から 27 年度までの収支計画を策定したところであるので、今後も引き続き、国の基準に基づき計画の見直しを行い、資金規模の適正化に努められたい。</p> <p>また、貸付財源の有効活用を図るため、資金制度の周知を一層図られたい。</p>	<p>引き続き国の基準に基づき年 1 回収支計画の見直しを行い、資金規模の適正化について検討しました。また、貸付財源の有効利用を図るため、資金制度の一層の周知を図り、資金需要の掘り起こしに努めた結果、融資額は 5,378 万円 (11 件) と昨年度と比較して 3,014 万円増加していますが、償還金収入との差額があることから繰越金については依然として増加傾向にあります。</p> <p>なお、資金規模について検討を行った結果、平成 24 年度においては、国への納付 1 億 5,634 万円と一般会計への繰り出し 7,817 万円、合わせて 2 億 3,451 万円を返納する予定です。 (P198)</p>

③ 検討に着手 (事業意見)

監査意見の概要	取組状況 (講じた措置) の概要
<p>J R名松線の早期運行再開とその後の旅客乗車人数確保 (政策部(地域連携部))</p> <p>平成21年10月8日の台風18号によりJ R名松線が被災し、松阪・家城間は運転が再開されたものの、家城・伊勢奥津間は代行バスによる輸送が続いているなか、J R東海、津市及び県は、独自の調査等を実施し、議論を重ね、23年5月20日付で鉄道による全線復旧に向けた協定の締結に至った。</p> <p>今後は、1日も早い対策工事の完了による運行再開に取り組むとともに、被災前の名松線の旅客乗車人数が減少の一途であったことも踏まえ、運行再開後の旅客乗車人数確保に向けた取組について、地元津市をはじめとして、県観光関係部局も交えて検討された。</p>	<p>県が担当している治山事業については、10月に現場の調査・測量・設計を完了した後、J R東海、津市とともに工事に関する打合せを行い一部工事に着手するとともに、工事に必要な土地使用承諾事務を進めています。</p> <p>旅客乗車人数確保のためには、まず、沿線住民の方々に利用していただくことが最も重要であることから、沿線住民の方々の積極的な利用について、津市を通じてお願いするとともに、名松線の全線運行再開後の旅客乗車人数確保策の検討について津市等と調整を行っています。 (P3)</p>
<p>障がい者の居住支援 (健康福祉部)</p> <p>障がい者が地域で自立した生活を送ることができるようにするため、グループホームやケアホームなどの施設整備の支援に取り組んでいるが、取組の指標である「グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数」の平成22年度末の目標数が1,292人であるところ、実績値が1,064人の現状である。</p> <p>障がい者が自ら選択する多様なニーズに応えられるよう、引き続きグループホーム等への施設整備の支援に取り組むとともに、重度障がい者のケアホームへの移行支援も含め、幅広い“居住の場”の提供について、市町や関係部局などと連携して取り組まれない。</p>	<p>グループホーム、ケアホーム (以下「グループホーム等」という) については施設整備を進めるとともに、敷金礼金の補助により民間賃貸住宅のグループホーム等への活用を図りました。その結果、5圏域5市7施設60人分の整備を行うとともに、敷金等を補助することにより2圏域2市4施設22人分のグループホーム等の事業所指定を行っています。</p> <p>また、重介護型ケアホーム等支援事業を通じ、12人の加齢児の地域生活移行を支援しています。</p> <p>さらに、重度身体障がい者等自立生活体験事業を通じ、45人の障がい者が事業を利用しうち3人が地域生活に移行しています。 (P77)</p>

④ 検討予定

該当ありません。

⑤ 取り組んでいない

該当ありません。